

下水道管路の公民連携事業検討部会設置運営要綱（案）

制 定 令和〇年〇月〇日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市下水道事業経営研究会運営要綱（以下、「研究会運営要綱」という。）第6条に定める横浜市下水道事業経営研究会（以下、「研究会」という。）の検討部会として、下水道管路の公民連携事業検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の担当事務のうち、検討部会は、次の各号に定める専門事項について調査研究及び審議するものとする。

- （1）下水道管路の公民連携事業の制度設計及び業務内容に関すること
- （2）下水道管路の公民連携事業の受託候補者の評価に関すること
- （3）下水道管路の公民連携事業の運用に関すること
- （4）その他下水道管路の公民連携事業に関する専門事項を調査研究及び審議させるため、研究会が必要と認めた事項

2 研究会運営要綱第6条第4項の規定により、前項の担当事務については、当該検討部会の議決をもって研究会の議決とする。ただし、次回の研究会に報告するものとする。

（部会員）

第3条 研究会運営要綱第6条第2項に定める検討部会の委員（以下、「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから、研究会の座長が指名する。

- （1）下水道管路の公民連携事業について識見を有する者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 部会員の代理は、認めないものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、検討部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（部会員の責務）

第5条 部会員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 部会員は、直接間接を問わず、応募した者及び応募することが見込まれる者と

評価に関して接触してはならない。

- 3 部会員は、第2項において応募した者との関与が認められる場合、その他公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合は、その職を辞さなければならない。
- 4 部会員は、検討部会を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。この職を辞した後も同様とする。ただし、横浜市及び検討部会が公表した情報についてはこの限りでない。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、下水道河川局下水道管路部管路保全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

下水道施設の公民連携事業検討部会設置運営要綱（案）

制定 令和8年 月 日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市下水道事業経営研究会運営要綱（以下、「研究会運営要綱」という。）第6条に定める横浜市下水道事業経営研究会（以下、「研究会」という。）の検討部会として、下水道施設の公民連携事業検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

なお、本検討部会での下水道施設とは「汚泥処理施設」、「前処理施設」を指すこととする。

（担当事務）

第2条 横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の担当事務のうち、検討部会は、次の各号に定める専門事項について調査研究及び審議するものとする。

- （1）下水道施設の公民連携事業の発注内容に関すること
- （2）下水道施設の公民連携事業の落札候補者の評価に関すること
- （3）その他下水道施設の公民連携事業に関する専門事項を調査研究及び審議させるため、研究会が必要と認めた事項

2 研究会運営要綱第6条第4項の規定により、前項の担当事務については、当該検討部会の議決をもって研究会の議決とする。ただし、次回の研究会に報告するものとする。

（部会員）

第3条 研究会運営要綱第6条第2項に定める検討部会の委員（以下、「部会員」という）は、次に掲げる者のうちから、研究会の座長が指名する。

- （1）下水道施設の公民連携事業について識見を有する者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 部会員の代理は、認めないものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、検討部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(部会員の責務)

第5条 部会員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 部会員は、直接間接を問わず、応募した者及び応募することが見込まれる者と評価に関して接触してはならない。

3 部会員は、第2項において応募した者との関与が認められる場合、その他公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合は、その職を辞さなければならない。

4 部会員は、検討部会を通じて知り得た情報を公表してはならない。この職を辞した後も同様とする。ただし、横浜市及び検討部会が公表した情報についてはこの限りでない。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、下水道河川局下水道施設部施設管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。